

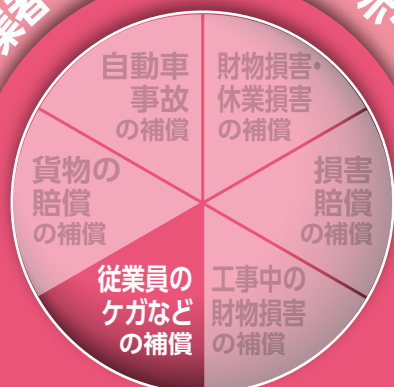
ビジネスJネクスト

業務災害補償保険

事業活動にかかわる従業員のケガなどのリスクをカバー！

業務災害リスクから 事業者と従業員を守る

事業者の皆さまをトータルサポート！



従業員の業務上の災害にかかわる各種費用の支出・損害賠償責任リスクをニーズに合わせた補償でしっかりカバーする保険！

- スピーディーな保険金支払い
- 建設業(売上高方式)は、経営事項審査で15ポイントの加点
- 「治療・育児と仕事の両立」をサポートするオプション補償

貴社の業務災害に対する備えは万全ですか？

建設工事現場での作業中に…

- 従業員の業務中のケガに対する補償への備え
- 使用者賠償責任に対する備え



その後 どうなった？

後遺障害が残った従業員の男性とその両親が、転落防止のための措置を怠ったとして事業者を提訴！



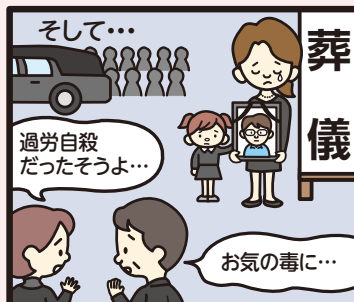
原告
勝訴で

約**8,700**万円

の高額
賠償に！

飲食店の裏側では…

- 従業員の過労死・過労自殺に対する補償への備え
- 使用者賠償責任に対する備え



その後 どうなった？

亡くなった従業員の遺族が、長時間勤務による過労が自殺の原因として事業者を提訴！



原告
勝訴で

約**1億2,500**万円

の高額
賠償に！

ハラスメントのリスク

日々、度を超えた叱責を受けていた従業員が休職。休職中の収入と慰謝料、治療費などを求めて従業員の男性が上司と事業者を提訴！



原告
勝訴で

約**6,500**万円

の高額
賠償に！

不当解雇のリスク

解雇した従業員から解雇に値する重大な事由は無く解雇は不当であるとして事業者を提訴！



原告
勝訴で

約**500**万円

の賠償に！

※これらの事例は、当社が作成した架空の事例です。

これらの事例におけるビジネスJネクストでの補償範囲は、プランにより異なります。詳細は5ページ以降をご覧ください。

実際にトラブルが発生したときには、どのような対応が必要になるのでしょうか？

ポイント

補償金の早期支払い

業務中に従業員がケガ等を被った場合、補償金はできるだけ早期に支払うことが重要です。



民事責任

労災上乗せ補償、損害賠償（逸失利益、慰謝料等）

業務災害・過重労働

（事故等）

雇用トラブル

（ハラスメント等）



補償金の支払い

訴訟の発生

訴訟対応のための弁護士選定（起用）等

損害賠償金の支払い

再発防止対策、職場改善



ポイント

事業者を守る！「高額な賠償金」への備え

業務災害で従業員が死亡した場合や重い後遺障害を負った場合などは、事業者が支払う賠償金は高額になります。

■たとえば、一家の大黒柱が死亡し、訴訟となった場合



試算条件 30才／男性／年収約500万円（月例給与30万円、賞与約5か月）／被扶養者2名（配偶者・子1名）

【計算例】

1 逸失利益

被災しなければ得られたであろう
将来の収入金額

約7,760万円

$$\text{収入金額（年収）} \times \left[1 - \frac{\text{生活費控除率}^{(*)1}}{100} \right] \times \text{ライプニッツ係数}^{(*)2}$$

500万円 × [1 - 30%] × 22.167

（*1）被災者が一家の大黒柱（被扶養者2名）の場合の控除率

（*2）就労可能年数を37年間とした場合の係数
（2024年7月現在）

2 慰謝料

遺族や本人の精神的苦痛に
対する損害

約2,800万円

〔被災者が一家の大黒柱で
あった場合の金額〕

3 葬祭費用等

被災したことにより、支出を
余儀なくされた費用

約400万円

〔治療関係費用、葬祭関係費用、
弁護士費用など〕

1 逸失利益
約7,760万円

2 慰謝料
約2,800万円

3 葬祭費用等 約400万円

賠償金

約1億960万円

約9,960万円
は企業の自己負担!

政府労災保険給付金^{(*)3}
1,000万円

遺族補償年金前払一時金

1,000万円

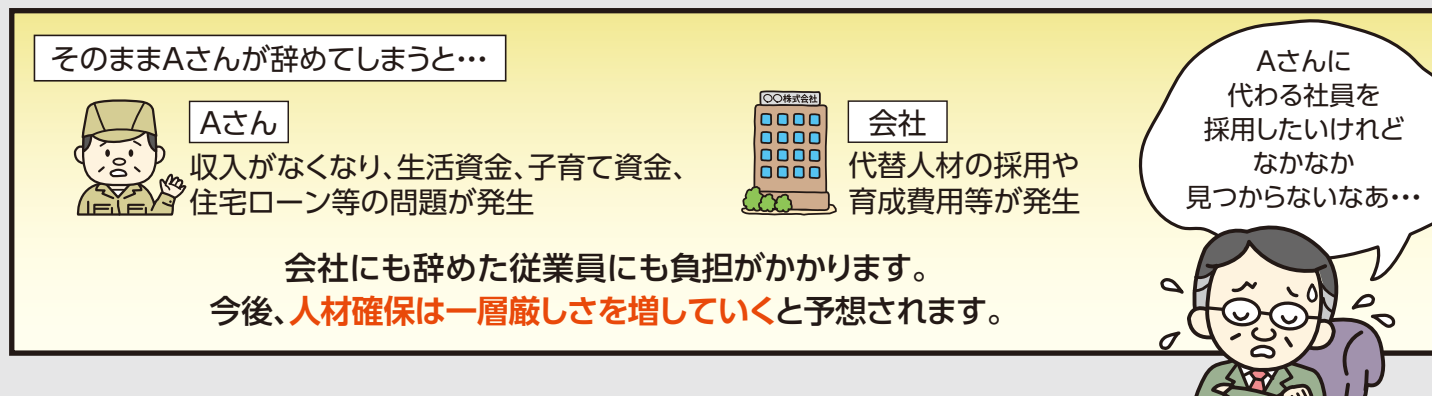
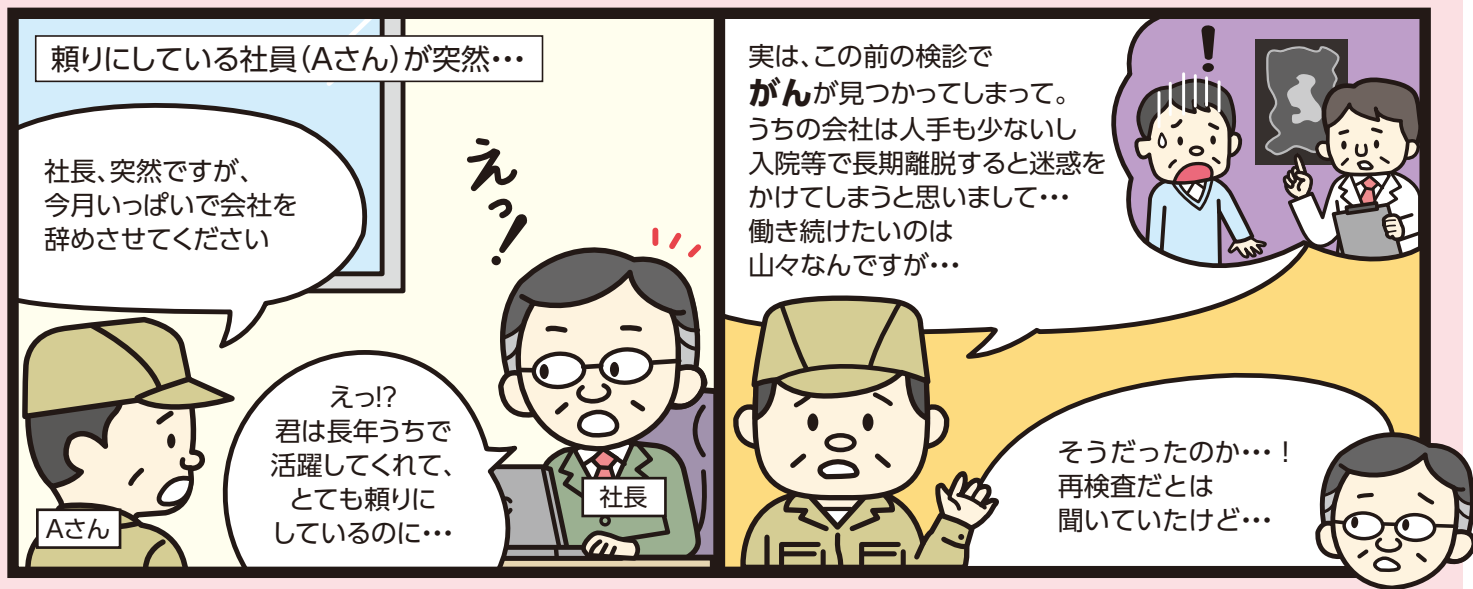
〔給付基礎日額
1万円 × 1,000日分〕

（*3）政府労災保険の遺族補償年金は、一時金での給付を選択した場合、この給付された一時金を賠償額から差し引くことができます。



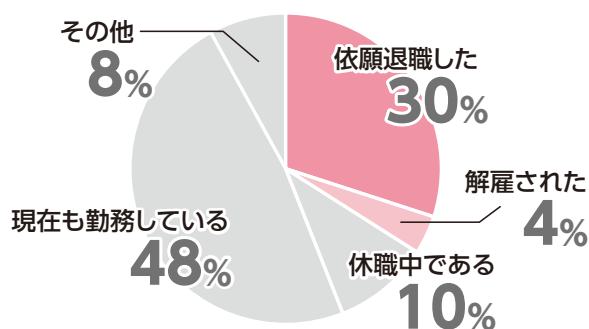
ビジネスJネクストは、業務災害等発生時に
貴社が支出する費用等をしっかり補償します!

大切な従業員が病気になってしまったら…?福利 従業員の治療と仕事の両立をサポート



がんになった約3人に1人が**離職**してしまう

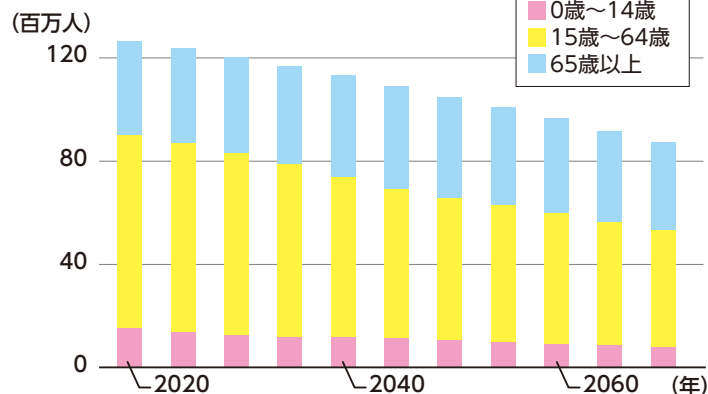
■がん患者の離職率



出典：静岡がんセンター「がんの社会学」研究グループ
2013 がん体験者の悩みや負担に関する実態調査

労働人口は今後ますます**減少**していく

■人口推移予測



「日本の将来推計人口(令和5年推計)」国立社会保障・人口問題研究所
(https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp_zenkoku2023.asp)を加工して作成

厚生を充実させて、 することで、**優秀な人材の確保**につなげましょう。

役員・従業員の記名や告知は不要！

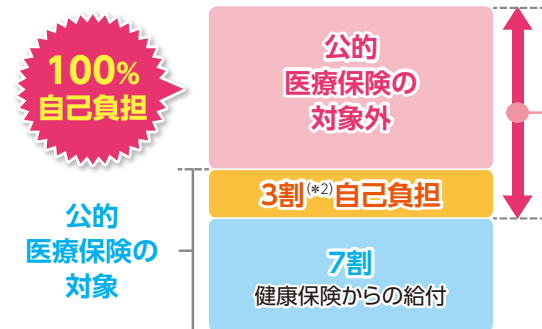


疾病補償特約付帯業務災害補償保険

**メディカルJネクスト(*1)では、
役員・従業員が病気になったときの
治療費用等を補償します！**

(*1)メディカルJネクストとは、疾病補償(医療費用実損型)特約/疾病補償(入院日額型)特約のいずれかをセットしたビジネスJネクストのご契約を指します。

■入院にかかる費用



(*2) 6歳以上70歳未満の場合または70歳以上で現役並みの所得者の場合

**メディカルJネクストの疾病補償(医療費用実損型)
特約をセットした場合、以下のような自己負担額を
補償します！**

①～⑨▶合計で支払限度額を[50万円/100万円/200万円]から選択

⑩▶支払限度額：**1,000万円**

① 入院時の治療費

② ベッド等使用料(*3)

③ 選定療養または評価療養(*4)に関する費用

④ 親族が付添時に負担した
交通費や寝具等の使用料

⑤ ホームヘルパーの
雇入費用

⑥ 入院・転院・退院のための
交通費等

⑦ 食事療養費

⑧ 介護従事者の雇入費用や
被介護者・被支援者の預入費用

⑨ 清掃代行サービス業者利用費用や
ベビーシッター雇入費用、託児所・
保育所等の費用、クリーニングの費用

⑩ 先進医療・拡大治験・
患者申出療養にかかる費用

(*3) ベッド等使用料に関する支払限度額は[1万円/2万円/3万円/限度額設定なし]のいずれかから選択します。(ただし、①～⑨の合計で支払限度額以内でのお支払いとなります。)

(*4) 厚生労働省告示に基づき定められている選定療養・評価療養のうち、当社が定めるものをいいます。

**メディカルJネクストをご契約のお客さまはこちらの特約
も追加でセットしていただけます。従業員の方がより働き
続けやすい職場環境づくりをサポートします。**

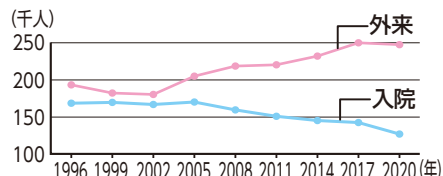
がん治療費用拡張補償 (医療費用実損型) 特約

(注)この特約は、「疾病補償(医療費用実損型)特約」がセットされた契約のみセットできます。

役員・従業員ががんになった
ときの補償を拡大します！
役員・従業員の長期にわたる
がん治療をサポートしましょう！



■新生物(腫瘍) 推計患者数



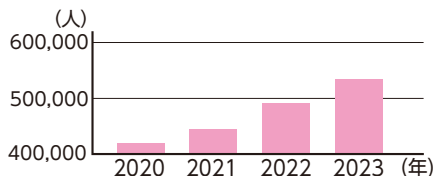
「令和2年患者調査」(厚生労働省)
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/20/index.html>)を加工して作成

出産・育児休業支援 費用補償特約

休業を取得する従業員と、その周りの従業員
に対して企業が支出する手当金等を補償
します！
仕事と育児の両立を支援
する職場づくりをサポート
します。



■育児休業給付 初回受給者数



「令和5年雇用保険事業年報」(厚生労働省)
(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken02/index.html>)を加工して作成

**Aさんは
働き続けることができ、
他の従業員のやる気も向上！
福利厚生を充実させることで、
採用面でも**人材確保が
しやすくなる！****



補償の概要

お客さまのニーズに対応した3つのプランと充実のオプション

基本の補償

業務上の災害について、政府労災保険の認定とは別に保険金をお支払いします(*1)

W ワイドプラン

B ベーシックプラン

E エコノミープラン

従業員・遺族のための補償

業務中の事故で従業員等が死亡したら…



死亡補償保険金

業務中の事故で従業員等に後遺障害が残ったら…



後遺障害補償保険金

業務中の事故で従業員等が入院したら…



入院補償保険金

業務中の事故で従業員等が手術を受けたら…



手術補償保険金

業務中の事故で従業員等が通院したら…



通院補償保険金

事業者を守るための補償

従業員等やその遺族から、業務が原因のケガや病気で訴えられたら…



使用者賠償責任補償特約(*1)

業務が原因または原因だと思われる従業員等のケガ等の再発を防止するため、専門家に相談するなら…



コンサルティング費用補償特約

業務中の事故等により、従業員等の葬儀費用や捜索費用等が必要になったら…



事業者費用補償

ベーシック・実損型

ワイド・実損型

特約

従業員等にハラスメント等で訴えられたら…



雇用慣行賠償責任補償特約

(*1) 事業者費用補償(ベーシック/ワイド・実損型)特約の「精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用」等、一部の補償については政府労災保険の認定が必要です。また、「使用者賠償責任補償特約」については、政府労災保険からの給付額を差し引いた額を保険金としてお支払いするため、政府労災保険に加入している場合は、政府労災保険への給付請求が必要となります。

(*2) ワイド・実損型とベーシック・実損型で補償範囲が異なります。ワイド・実損型では、従業員等の身体障害や「雇用慣行賠償責任補償特約」で規定する損害賠償請求等に基づき事業者が負担した各種費用を補償します。ベーシック・実損型では、従業員等の身体障害により死亡補償保険金・後遺障害補償保険金をお支払いする場合および精神障害により休職した場合に限り、事業者が負担した各種費用を補償します。

補償(特約)を任意に
セットできる
「フリープラン」も
あります。



補償で、業務災害等の際のお役に立ちます。

＋ オプション補償

基本の補償にセットすることで、お客さまのニーズに合わせた補償ができます。



従業員等の業務外の
事故も補償したいときは…

W B E

フルタイム補償特約



従業員等の治療代を
補償したいときは…

W B E

**傷害医療費用補償
保険金支払特約**



従業員等が就業不能に
なったときは…

W B E

**休業補償保険金
支払特約**



地震もしくは噴火または
これらを原因とする津波により
業務中の従業員等がケガをしたときは…

W B E

天災危険補償特約



従業員等が八大疾病や
精神障害の発病または
親族の介護のために休職したときは…

W B E

**特定疾病(八大疾病および精神障害)・
介護休業時対応費用補償特約(*4)**



従業員等入院時一時金を
補償したいときは…

W B E

**入院時一時補償
保険金支払特約**



従業員等の長期入院を
サポートしたいときは…

W B E

長期療養補償保険金支払特約



従業員等の就業不能等により
親族の駆けつけ費用等が必要になったら…

W B

**被災労働者支援費用
補償特約**



疾病補償特約付帯業務災害補償保険

従業員等が病気になり治療費が必要になったときは…

W B E

疾病補償(医療費用実損型)特約／疾病補償(入院日額型)特約



従業員等の入院を伴わない
がん治療を補償したいときは…

がん治療費用拡張補償(医療費用実損型)特約



従業員の育児休業取得を
支援したいときは…

出産・育児休業支援費用補償特約



貴社が従業員等に対して補償金を支払う前に、保険金の支払いを当社に請求したいときは…

W B E

保険金の請求に関する特約

(*3)「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされたご契約には、「特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約」が自動セットされます。「特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約」については9ページをご覧ください。

(*4) 八大疾病とは、悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性脾炎をいいます。

(注) すべてのご契約に「業務災害補償保険追加特約」、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」、「サイバーインシデント補償特約」および「職業性疾病補償特約」が自動セットされます。

保険金のお支払いについて

この保険では、日本国内・日本国外における保険期間中の事故による損害が補償の対象となります。(使用者賠償責任補償特約、雇用慣行賠償責任補償特約、事業者費用補償(ワイド・実損型)特約、コンサルティング費用補償特約、疾病補償特約(医療費用実損型、入院日額型)、がん治療費用拡張補償(医療費用実損型)特約など、一部の特約を除きます。)ビジネスJネクストの補償内容の概要をご説明します。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

基本の補償

従業員・遺族のための補償

以下に該当した場合、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合(お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いしない主な場合
死亡補償保険金 (死亡補償保険金・ 後遺障害補償 保険金支払特約) ワイドプラン ベーシックプラン エコノミープラン 	次のいずれかの事象が発生した場合 (1) 補償対象者が、業務に従事している間に傷害およびこの特約の別表に定める症状を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 (2) 補償対象者が、労災認定された疾病等および労災保険法等によって給付が決定した業務に起因して発生した症状を発症し、その直接の結果として死亡した場合 お支払いする保険金の額 補償対象者1名につき、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。	●次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ① 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロ行為による損害は、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。) ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ⑤ 風土病 ⑥ 次のいずれかに該当するもの。ただし、労災保険法等によって給付が決定されたものを除きます。 ア. 疲労の蓄積または老化によるもの イ. 精神的ストレスを原因とするもの(ストレス性胃炎等をいいます。) ウ. かぜ症候群 ⑦ 補償対象者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ⑧ 補償対象者の入浴中の溺水(水を吸引したことによる窒息をいいます。)(ただし、当社が保険金を支払うべき事故によって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ⑨ 原因がいかなくとも、補償対象者の誤嚥(食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること)をいいます。)によって生じた肺炎 等 ●職業性疾病のうち、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに起因する身体障害については、保険金をお支払いしません。 ① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性 ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性 ③ 化学物質にさらされる業務による胆管がん ④ 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病 等 ●次のいずれかに該当する補償対象者本人が被った身体障害について被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ① 補償対象者の故意または重大な過失(ただし、その身体障害が労災保険法等によって給付が決定された身体障害である場合には、保険金をお支払いします。) ② 補償対象者の自殺行為(ただし、その身体障害が労災保険法等によって給付が決定された身体障害である場合には、保険金をお支払いします。) ③ 補償対象者が自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故 ④ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失(ただし、業務に起因して発生した症状および労災認定された疾病等である場合には、保険金をお支払いします。) ⑤ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置(ただし、当社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ⑦ 補償対象者が乗用具(自動車または原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。)を用いて競技等をしている間 等
後遺障害補償保険金 (死亡補償保険金・ 後遺障害補償 保険金支払特約) ワイドプラン ベーシックプラン エコノミープラン 	次のいずれかの事象が発生した場合 (1) 補償対象者が、業務に従事している間に傷害および業務に起因して発生した症状を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 (2) 補償対象者が、労災認定された疾病等を発症し、その直接の結果として後遺障害が生じた場合 お支払いする保険金の額 補償対象者1名につき、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額の100%~4%を限度に保険金をお支払いします。	
入院補償保険金 (入院補償保険金・ 手術補償保険金 支払特約) ワイドプラン ベーシックプラン エコノミープラン 	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として入院した場合 お支払いする保険金の額 補償対象者1名につき、【入院補償保険金支払限度日額】×【入院した日数】を限度に保険金をお支払いします。	
手術補償保険金 (入院補償保険金・ 手術補償保険金 支払特約) ワイドプラン ベーシックプラン エコノミープラン 	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合 お支払いする保険金の額 補償対象者1名につき、次の算式によって算出した額を限度に保険金をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術の場合： 【入院補償保険金支払限度日額】×10 ② ①以外の手術の場合： 【入院補償保険金支払限度日額】×5	
通院補償保険金 (通院補償保険金) 支払特約 ワイドプラン ベーシックプラン エコノミープラン 	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として通院した場合 お支払いする保険金の額 補償対象者1名につき、【通院補償保険金支払限度日額】×【通院した日数】を限度に保険金をお支払いします。	



補償・特約の詳細は
「＜パンフレット別冊＞主な補償・特約の
ご説明」をご確認ください！



基本の補償

事業者を守るための補償

以下に該当した場合、記名被保険者または被保険者が費用等を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

保険金・特約の種類

保険金をお支払いする場合（お支払いする保険金の額）

使用者賠償責任
補償特約

ワイドプラン

ベーシックプラン



使用者賠償保険金

補償対象者が、保険期間中に業務に従事している間に身体の障害を被ったことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合で、損害賠償責任額が次の①～③までの金額の合計額を超えたとき

- ①労災保険法等により給付されるべき金額（特別支給金を含みません。）
- ②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- ③次のいずれか高い金額
 - (ア)被保険者が災害補償規定等に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額
 - (イ)被保険者がこの特約がセットされた保険契約の保険金の支払いによって法律上の損害賠償責任を免れる金額

お支払いする保険金の額

- (1)補償対象者1名および1回の災害につき、【損害賠償責任額】－【上記「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額】（以下、「正味損害賠償金額」といいます。）を保険金としてお支払いします。ただし、被保険者の数にかかわらず、支払限度額を限度とします。
- (2)1回の災害によって複数の補償対象者が身体の障害を被った場合、1回の災害について保険金としてお支払いする正味損害賠償金額の総額は、身体の障害を被ったそれぞれの補償対象者について定められている1回の災害の支払限度額のうち、最も大きい額を限度とします。

使用者費用保険金

補償対象者が、保険期間中に業務に従事している間に身体の障害を被ったことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用、示談交渉費用、当社への協力費用または権利保全行使費用を負担した場合

お支払いする保険金の額

上記「保険金をお支払いする場合」の費用の全額を保険金としてお支払いします。

事業者費用補償
（ベーシック・実損型）
特約

ベーシックプラン



次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、記名被保険者が下記「お支払いする保険金の額」に記載の費用を負担したとき

- (1)死亡補償保険金または後遺障害補償保険金をお支払いする場合
- (2)労災保険法等によって給付が決定した精神障害により補償対象者が休職した場合
- (3)補償対象者のうち、記名被保険者の構成員（役員等および使用人）が副業に従事している間に身体障害を被り、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金の「保険金をお支払いする場合」の事象に該当した場合

お支払いする保険金の額

記名被保険者が次の費用を実際に負担し、かつ、その額および用途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、下記(a)および(c)に規定する費用については事故の発生の日からその日を含めて365日以内に負担した費用に限ります。また、補償対象者1名につき、事業者費用補償特約支払限度額を限度とします。

(a)上記「保険金をお支払いする場合」(1)に該当した場合

- ①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
- ②遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の搜索費用、移送費用等の救済者費用
- ③事故現場の清掃費用等の復旧費用
- ④補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用

⑤補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した上記④以外の費用

⑥その他死亡補償保険金または後遺障害補償保険金の支払事由に直接起因して負担した費用。ただし、「コンサルティング費用補償特約」に規定する費用を除きます。

(b)上記「保険金をお支払いする場合」(2)に該当した場合

- ①補償対象者の職場復帰に向けた対策に要した費用
- ②補償対象者の職場復帰支援プランの作成に要した費用

(c)上記「保険金をお支払いする場合」(3)に該当した場合

上記(a)の④および⑤の費用

保険金のお支払いについて

基本の補償

事業者を守るための補償

以下に該当した場合、記名被保険者または被保険者が費用等を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

保険金・特約の種類

保険金をお支払いする場合（お支払いする保険金の額）

事業者費用補償 (ワイド・実損型) 特約

ワイドプラン



※「特定感染症対応費用補償（事業者費用補償特約用）特約」が自動セットされます。

次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、記名被保険者が下記「お支払いする保険金の額」に記載の費用を負担したとき
(1) 補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被った場合
(2) 「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合
(3) 補償対象者のうち、記名被保険者の構成員（役員等および使用人）が副業に従事している間に身体障害を被った場合

お支払いする保険金の額

記名被保険者が次の費用を実際に負担し、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、下記(a)の①から⑦までおよび⑩、ならびに(b)に規定する費用については上記「保険金をお支払いする場合」に記載された事象の発生の日からその日を含めて365日以内に負担した費用に限り、また、補償対象者1名につき、事業者費用補償特約支払限度額を限度とします。

(a) 上記「保険金をお支払いする場合」(1) (2)に該当した場合

- ① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
- ② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救援者費用
- ③ 上記「保険金をお支払いする場合」(1)の原因となった事故現場の清掃費用等の復旧費用
- ④ 補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用
- ⑤ 補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した上記④以外の費用
- ⑥ 上記「保険金をお支払いする場合」(1) (2)の事象が発生したことによって失った記名被保険者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等に要した費用

(b) 上記「保険金をお支払いする場合」(3)に該当した場合

上記(a)の④および⑤の費用

- ⑦ 上記「保険金をお支払いする場合」(1)の事象と同種の事象の発生を防止する対策のために負担した再発防止費用
- ⑧ 精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に要した費用
- ⑨ 精神障害により休職した補償対象者の職場復帰支援プランの作成に要した費用
- ⑩ その他普通保険約款またはこの保険契約にセットされる特約の支払事由に直接起因して負担した費用。ただし、「コンサルティング費用補償特約」に規定する費用を除きます。

特定感染症対応費用 補償（事業者費用 補償特約用）特約

ワイドプラン

※「事業者費用補償（ワイド・実損型）特約」がセットされた契約に自動セットされます。

補償対象者が保険期間中に特定感染症を発病した場合に、その発病の日からその日を含めて180日以内に、記名被保険者が下記「お支払いする保険金の額」①～⑤の費用を負担したとき

お支払いする保険金の額

記名被保険者が次の①～⑤の費用を実際に負担し、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、一連の発病につき、事業者費用補償特約支払限度額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

- ① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
- ② 特定感染症を発病した補償対象者が業務を行っていた事業場の消毒費用等の復旧費用
- ③ 特定感染症を発病した補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用
- ④ 特定感染症を発病した補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した上記③以外の費用
- ⑤ 特定感染症を発病した補償対象者同一の事業場における他の補償対象者について、事業場以外の場所で事業を継続するために記名被保険者が貸与または支給する携帯型通信機器およびノートパソコン・タブレット端末の通信費用

コンサルティング 費用補償特約

ワイドプラン

ベーシックプラン



次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、その事象の発生の日からその日を含めて180日以内に、被保険者が、日本国内で行うコンサルティングに関する下記「お支払いする保険金の額」①～③の費用を負担したとき

- (1) 補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被った場合（業務に従事している間に身体障害を被ったと疑われる場合を含みます。）
- (2) 「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合
- (3) 「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する、被保険者の不当行為に対する、損害賠償請求以外の争訟がなされた場合

お支払いする保険金の額

被保険者が当社の書面による同意を得て次の①～③の費用を実際に負担し、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、補償対象者1名につき、100万円を限度とします。

- ① 上記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生した場合の相談等対応
- ② 再発防止対応
- ③ 上記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生したことによって失った記名被保険者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等の方法の策定

雇用慣行賠償責任 補償特約

ワイドプラン



(注) 前契約を他の保険会社と締結していた場合は、申込書に他社保険証券(写)を添付してください。

被保険者が、日本国内において行った次のいずれかの行為によって、保険期間中に補償対象者または第三者から日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償金・争訟費用・応訴費用を負担した場合

- (1) 補償対象者に対して行った不当行為（不当解雇等、差別的行為、ハラスメント等）
- (2) 第三者ハラスメント。ただし、上記(1)に該当する場合を除きます。

お支払いする保険金の額

一連の損害賠償請求および保険期間中につき、すべての被保険者に対して支払う金額の合計で支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

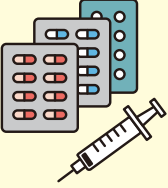


補償・特約の詳細は
「<パンフレット別冊>主な補償・特約の
ご説明」をご確認ください!



オプション補償

①すべてのプランにセット可能な特約

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合(お支払いする保険金の額)
フルタイム補償特約 	補償対象者が記名被保険者の業務に従事していない間にケガを被った場合で、次の①～⑬の特約をセットしているときに、保険金をお支払いする特約です。 ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③通院補償保険金支払特約 ④傷害医療費用補償保険金支払特約 ⑤入院時一時補償保険金支払特約 ⑥退院時一時補償保険金支払特約 ⑦長期療養補償保険金支払特約 ⑧休業補償保険金支払特約 ⑨事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約 ⑩事業者費用補償(ワイド・実損型)特約 ⑪事業者費用補償(定額型)特約 ⑫被災労働者支援費用補償特約 ⑬コンサルティング費用補償特約 お支払いする保険金の額 それぞれの保険金の額に従います。
傷害医療費用補償保険金支払特約 	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として治療を受けた場合で、補償対象者が次のいずれかの費用を負担したとき。ただし、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に補償対象者が負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額に限ります。 ①治療のために病院・診療所に支払った公的医療保険制度における一部負担金、ベッド等使用料およびその他補償対象者が病院・診療所に支払った費用 ②入院・転院・退院のための補償対象者に係る移送費および交通費(ただし、合理的な方法・経路による移送費および交通費に限ります。) ③医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料または医療器具の費用 お支払いする保険金の額 1回の事故および補償対象者1名につき、医療費用補償保険金支払限度額または補償対象者が負担した費用の額のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いします。
休業補償保険金支払特約  (注)免責期間は[0日/7日/14日]のいずれかを、補償期間は[90日/180日/365日/730日]のいずれかをそれぞれ選択いただけます。	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となり、その状態が免責期間を超えて継続した場合 お支払いする保険金の額 補償対象者1名につき、【休業補償保険金支払限度日額】×【就業不能期間の日数】を限度に保険金をお支払いします。
天災危険補償特約 	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により損害が生じた場合にも、次の①～⑱の特約をセットしているときに保険金をお支払いする特約です。 ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③通院補償保険金支払特約 ④傷害医療費用補償保険金支払特約 ⑤入院時一時補償保険金支払特約 ⑥退院時一時補償保険金支払特約 ⑦長期療養補償保険金支払特約 ⑧休業補償保険金支払特約 ⑨特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約 ⑩疾病補償(医療費用実損型)特約 ⑪疾病補償(入院日額型)特約 ⑫出産・育児休業支援費用補償特約 ⑬事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約 ⑭事業者費用補償(ワイド・実損型)特約 ⑮事業者費用補償(定額型)特約 ⑯被災労働者支援費用補償特約 ⑰コンサルティング費用補償特約 ⑱使用者賠償責任補償特約

保険金のお支払いについて

オプション補償

①すべてのプランにセット可能な特約

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合(お支払いする保険金の額)
特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約 	次のいずれかの事象により、補償対象者が保険期間中に休業を開始し、連続して休業した期間が31日以上となった場合に、記名被保険者が負担した費用(*)を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。ただし、補償対象者1名につき、補償期間中100万円を限度とします。 ①補償対象者が、八大疾病(がん(上皮内新生物を含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性肺炎)または精神障害を発病した場合 ②補償対象者が、対象親族の介護のために介護休業を取得した場合 (*)その補償対象者に対する社会保険料、またはその補償対象者が職場復帰するための職場環境整備費用等、その額および使途が社会通念上妥当な費用とします。 ご契約条件 ご契約いただけるのは売上高が3,000万円以上または人数が5名以上の場合に限ります。 加えて、補償対象者が記名被保険者の「役員・従業員全員」または「従業員全員」の場合に限ります。
入院時一時補償保険金支払特約 	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、入院補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 お支払いする保険金の額 1回の事故につき補償対象者1名ごとに、入院時一時補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
長期療養補償保険金支払特約 	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として入院した場合で、次のいずれかに該当したとき ①入院等の状態に該当した日数が60日を超えていること ②入院等の状態に該当した日数が120日を超えていること お支払いする保険金の額 1回の事故につき補償対象者1名ごとに、それぞれ次の額を限度に保険金をお支払いします。 (a) 上記「保険金をお支払いする場合」①に該当した場合は長期療養補償保険金支払限度額 (b) 上記「保険金をお支払いする場合」②に該当した場合は長期療養補償保険金支払限度額
保険金の請求に関する特約 	記名被保険者が補償対象者に対して補償金を支払う前に、保険金(*)の支払いを当社に請求することができる特約です。 なお、この特約をセットしていただく際、ご契約時に、記名被保険者および補償対象者代表の方から「業務災害補償保険契約の締結等に関する確認書」をご提出いただく必要があります。 (*) 次の①～⑪の特約の規定により支払われる保険金をいいます。 ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③通院補償保険金支払特約 ④傷害医療費用補償保険金支払特約 ⑤入院時一時補償保険金支払特約 ⑥退院時一時補償保険金支払特約 ⑦長期療養補償保険金支払特約 ⑧休業補償保険金支払特約 ⑨特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金、通院補償保険金および休業補償保険金」補償特約 ⑩疾病補償(医療費用実損型)特約 ⑪疾病補償(入院日額型)特約

②「ワイドプラン」「ベーシックプラン」「フリープラン」でセット可能な特約

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合(お支払いする保険金の額)
被災労働者支援費用補償特約 (注)この特約は、「事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約」または「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされた契約のみセットできます。	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として、事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または就業不能となった場合に、記名被保険者が負担した費用(*)を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。ただし、1回の事故につき補償対象者1名ごとに、100万円を限度とします。 (*)その補償対象者や対象親族の交通費、または宿泊施設の客室料等で、その額および使途が社会通念上妥当な費用とします。



補償・特約の詳細は
「＜パンフレット別冊＞主な補償・特約の
ご説明」をご確認ください！



オプション補償 メディカルJネクスト(すべてのプランにセット可能な特約)

(注) 前契約を他の保険会社と締結していた場合は、申込書に他社保険証券(写)を添付してください。前契約に当てはまるケースについては代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

以下に該当した場合、記名被保険者が補償金等を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。



保険金・特約の種類

保険金をお支払いする場合(お支払いする保険金の額)

疾病補償 (医療費用実損型) 特約

次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、補償対象者が下記「お支払いする保険金の額」に記載の費用を負担したとき
(1) 補償対象者が疾病を発病し、その直接の結果として、日本国内において入院を開始した場合に、入院を開始した日からその日を含めて365日以内に補償対象者が治療費用または入院諸費用を負担した場合
(2) 補償対象者が疾病を発病し、その治療のために日本国内において先進医療、拡大治験または患者申出療養を受け、補償対象者が先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を負担した場合

お支払いする保険金の額

記名被保険者が次の費用を実際に負担し、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して疾病医療費用補償保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする費用	支払限度額
(a) 上記「保険金をお支払いする場合」(1)	① 治療のために病院・診療所に支払った公的医療保険制度における一部負担金 ② ベッド等使用料 ③ 選定療養または評価療養(当社が定めるものに限ります。)に要する費用(ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費を除きます。) ④ 親族が補償対象者の付添をした場合に負担した交通費および寝具等の使用料(ただし、重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が必要と認めた付添期間に負担した費用に限ります。) ⑤ ホームヘルパーの雇入費用(ただし、医師が必要と認めた付添期間または家事従事者である補償対象者が入院している期間に負担した費用に限ります。) ⑥ 入院・転院・退院のための補償対象者に係る移送費および交通費(ただし、合理的な方法・経路による移送費および交通費に限ります。) ⑦ 食事療養費 ⑧ 同居の親族が「要介護認定」または「要支援認定」を受けた場合の、補償対象者が入院している期間中における介護従事者の雇入費用または被介護者または被支援者の介護施設への預入費用 ⑨ 家事従事者である補償対象者が行う家事を代行するための清掃代行サービス業者利用費用、ベビーシッター雇入費用、託児所・保育所等の費用またはクリーニング費用(補償対象者の入院期間中に要した費用に限ります。)	①～⑨合算で補償対象者1名ごとに1回の入院につき治療費用・入院諸費用支払限度額 ^(*)
(b) 上記「保険金をお支払いする場合」(2)	① 先進医療、拡大治験または患者申出療養に要する費用(ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費を除きます。) ② 入院・転院・退院のための補償対象者に係る移送費および交通費(ただし、合理的な方法・経路による移送費および交通費に限ります。) ③ 先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるために必要とした宿泊費(ただし、1泊につき1万円を限度とします。)	①～③合算で補償対象者1名ごとに1回の先進医療、拡大治験または患者申出療養につき1,000万円

(*) 治療費用・入院諸費用支払限度額は、ご契約時に[50万円/100万円/200万円]からご選択いただけます。また、入院諸費用のうちベッド等使用料については[1万円/2万円/3万円/限度額設定なし]からご選択いただけます。[1万円/2万円/3万円]を選択された場合、ベッド等使用料については([1万円/2万円/3万円]×[入院した日数])を限度としてお支払いします。ただし、ベッド等使用料は治療費用・入院諸費用支払限度額に含まれ、治療費用・入院諸費用支払限度額を超えてお支払いするものではありません。

がん治療費用 拡張補償 (医療費用実損型) 特約

(注) この特約は、「疾病補償(医療費用実損型)特約」がセットされた契約のみセットできます。

補償対象者ががん(上皮内新生物を含みます。)を発病した場合に、「疾病補償(医療費用実損型)特約」の規定を一部読み替え、次のいずれかの事象が保険期間中に発生し、下記「お支払いする保険金の額」に記載の費用を負担した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。

(1) 補償対象者ががん(上皮内新生物を含みます。)を発病し、その直接の結果として入院を開始した場合
(2) 補償対象者が医師によって、病理組織学的所見(生検)により、がん(上皮内新生物を含みます。)に罹患したことが診断され、がん(上皮内新生物を含みます。)の治療を直接の目的として通院を開始した場合

お支払いする保険金の額

記名被保険者が、「疾病補償(医療費用実損型)特約」の「お支払いする保険金の額」(a)に記載の費用またはがん関連装着品費用を実際に負担し、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、補償対象者1名ごとに1回の補償期間につき300万円、そのうちがん関連装着品費用については10万円を限度とします。

疾病補償 (入院日額型) 特約

(注) 支払限度日数は[30日/60日/90日/120日/180日]のいずれかをご選択いただけます。

補償対象者が疾病を発病し、その直接の結果として入院した場合

お支払いする保険金の額

補償対象者1名につき、【疾病入院補償保険金支払限度日額】×【入院した日数】を限度に保険金をお支払いします。

保険金のお支払いについて

オプション補償 メディカルJネクスト(すべてのプランにセット可能な特約)

(注) 前契約を他の保険会社と締結していた場合は、申込書に他社保険証券(写)を添付してください。前契約に当てはまるケースについては代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

以下に該当した場合、記名被保険者が補償金等を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。



保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合(お支払いする保険金の額)
特定疾病(八大疾病および精神障害)のみ補償特約(疾病補償特約用)	補償対象者の八大疾病(悪性新生物(がん ^(*))、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎)または精神障害の治療を目的とする場合に限り、この保険契約にセットされた「疾病補償(医療費用実損型)特約」および「疾病補償(入院日額型)特約」に従い、保険金をお支払いします。 (*) 悪性新生物(がん)には、上皮内新生物を含みます。

補償対象者 疾病補償特約において、補償対象者とは記名被保険者の構成員(役員等および使用人)のうち、次のいずれかに該当する方をいいます。ただし、始期日における満年齢が75才以上の方を除きます。

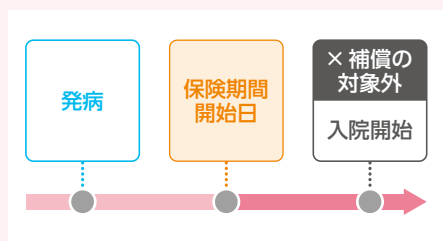
- ・健康保険法に規定する被保険者(ただし、日雇特例被保険者および任意継続被保険者を除きます。)
(ご注意) 健康保険法と国民健康保険法は異なります。国民健康保険の被保険者はこれに該当しません。
- ・国家公務員共済組合法および地方公務員等共済組合法に規定する組合員
- ・私立学校教職員共済法に規定する教職員等
- ・船員保険法に規定する船員として船舶所有者に使用される方
- ・雇用保険法に規定する被保険者(ただし、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除きます。)
- ・記名被保険者が個人事業主の場合には、記名被保険者本人

ご契約条件 ご契約いただけるのは売上高が3,000万円以上または人数が5名以上の場合に限りです。加えて、補償対象者が記名被保険者の「役員・従業員全員」または「従業員全員」の場合に限りです。

●保険期間と保険金を支払う場合の関係

保険期間の開始日より前に発病した疾病による損害については、保険金をお支払いしません。

(注) ただし、継続加入された場合で、疾病を発病した時が、その疾病による入院を開始した日等またはその疾病の治療のために先進医療、拡大治療もしくは患者申出療養を受けた日からご契約の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。



●継続契約において補償内容を変更した場合の取扱い

ご契約の継続時に補償内容を変更された場合で、継続前に発病した疾病により継続後に入院された時等または先進医療、拡大治療または患者申出療養を受けた時は、継続前(発病時)・継続後(入院された時等または先進医療、拡大治療または患者申出療養を受けた時)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、各給付項目ごとに低い額をお支払いします。

例: 疾病補償(入院日額型)特約のご継続時に、疾病入院補償保険金(日額補償)3,000円を5,000円に増額した場合

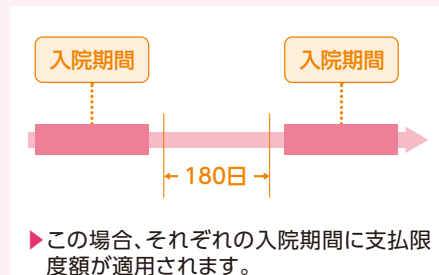


▶ この場合にお支払いする保険金は、1日につき3,000円となります。

●退院後に再発した場合の入院の取扱い

同一の疾病により2回以上入院した場合には、1回の入院とみなします。ただし、入院が終了した日の翌日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に、再び入院した場合は、後の入院は新たな疾病による入院として取り扱い、保険金をお支払いします。

(注) ご契約を更新し、保険期間をまたいだ場合も同様の扱いとなります。



▶ この場合、それぞれの入院期間に支払限度額が適用されます。

出産・育児休業支援費用補償特約

(注) この特約は、「疾病補償(医療費用実損型)特約」または「疾病補償(入院日額型)特約」がセットされた契約のみセットできます。



従業員が子の出産または育児のために保険期間中に休業を開始し、次のいずれかの<事象>に該当した場合に、記名被保険者が<対象となる費用>を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。ただし、<対象となる費用>の①は1回の休業につき3万円、②は1回の休業および補償対象者1名につき3万円、①と②の合計で1回の休業につき30万円を限度とします。

<事象>

- ① その休業を開始した日からその日を含めて、法定休業により合計で31日以上休業した場合
- ② 出産日以降に法定休業以外の制度による休業を含めて連続して31日以上休業した場合。ただし、法定休業を6日以上取得したときに限ります。

ご契約条件

ご契約いただけるのは売上高が3,000万円以上または人数が5名以上の場合に限りです。加えて、補償対象者が記名被保険者の「従業員全員」の場合に限りです。

●ご注意

子の実際の出産日または出産予定日のいずれか遅い日からその日を含めて280日を遡った日が、保険期間の開始時^(*)またはこの特約の補償対象者となった時より前であるときは、保険金をお支払いしません。

(*) この特約をセットした保険契約を継続された場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

免責期間の設定にともない、この特約をセットする2年度目以降の特約保険料は、初年度契約の特約保険料よりも高くなります。



主な割増引

損害率による割増引

〈継続契約の場合のみ〉

過去一定期間の保険料の合計に対するお支払いした保険金の合計の割合等に応じて、割増または割引が適用されます。

判定日以前の1年間(2年目の継続契約時は初年度の始期日から判定日までの期間)に当社がお支払いした保険金の合計額が翌年度の保険料に影響します。

【損害率^(※1)が高い場合】



保険料
UP

【損害率^(※1)が低い場合】



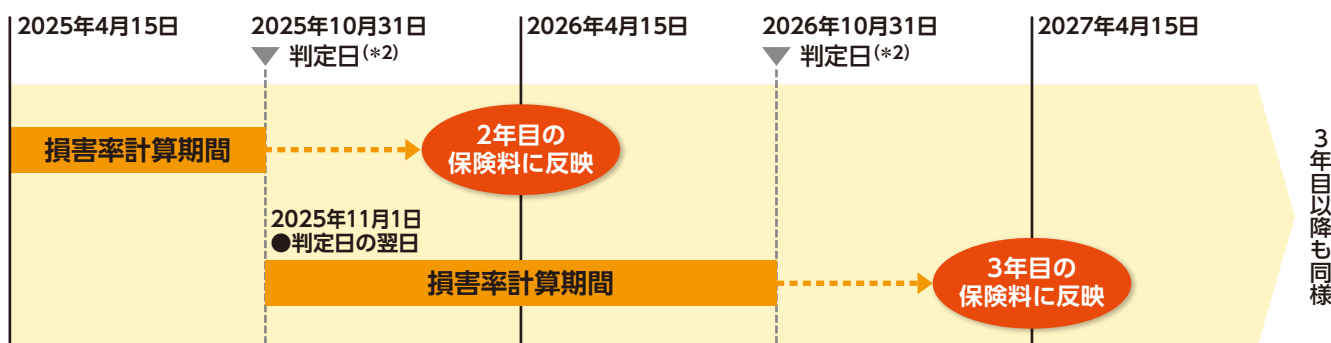
保険料
DOWN

(※1) 損害率とは過去一定期間の「保険料の合計」に対する「お支払いした保険金」の割合をいいます。

新規加入

更改(2年目)

更改(3年目)



(※2) 判定日とは、満期日の属する月の6か月前の末日をいいます。

そのほか、以下の各種割引制度があります。

リスク診断割引

初年度メリット割引

被保険者数割引

詳細につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

保険金お支払いのイメージ



こちらは、ビジネスJネクストの基本的な補償・保険金お支払い方法の場合のイメージです。

なお、保険金の請求に関する特約(11ページ)をセットした場合は、記名被保険者が補償対象者に対して補償金を支払う前に、保険金の支払いを当社に請求することができます。

また、補償項目やセットする特約によって、お支払いの流れが異なる場合がございます。詳細につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

付帯サービスのご説明

人事・労務相談デスク

(注1) すべての契約に付帯されるサービスです。

(注2) このサービスは、個別具体的な事例への判断を行うものではなく、一般的な助言の範囲内で行うものです。

貴社の人事・労務に関するお悩みに、専門スタッフがスピーディーにお答えします。従業員のメンタルヘルス対策や人事マネジメントに役立つツールとしてご活用ください。(電話相談無料)



メンタルヘルスサポート

[受付時間] 平日 10:00～17:00

(土日・祝日および年末年始を除きます)

マネジメント サポート

EAPコンサルタント(*)が人事労務部門担当者からの人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

リハビリテーション サポート

EAPコンサルタント(*)が職場復帰のためのリハビリ全般に関する相談にお答えします。

職場復帰 サポート

EAPコンサルタント(*)が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

メンタルヘルス オプションサービス (有償)

その他のメンタルヘルスに関わるサポートを行います。

(*)EAPコンサルタント…臨床心理士、保健師、管理栄養士等の資格を持ち、企業のメンタルヘルス体制構築・対応のコンサルティング経験を有する専門職です。

法律・税務・人事労務相談

[受付時間] 平日 10:00～17:00

(土日・祝日および年末年始を除きます)

法律相談 (予約制)

弁護士が、取引先や顧客とのトラブルなど、法律に関する相談にお答えします。

税務相談 (予約制)

税理士が、会社経営や事業承継のトラブルなど、税務に関する相談にお答えします。

人事労務相談 (予約制)

社会保険労務士が、雇用や労働条件など、人事労務に関する相談にお答えします。

職場におけるハラスメント対策、問題などの相談についても、社会保険労務士、弁護士がお答えします。



ストレスチェック支援サービス

(注) 使用者賠償責任補償特約をセットされた事業者さま向けのサービスです。ストレスチェックサービスの対象とする従業員等に関して、使用者賠償責任補償特約による補償の対象となっていることが必要です。

厚生労働省が推奨する、57項目に準拠したストレスチェックをWEBで実施できるサービスです。個人分析・組織分析の結果をWEB上でフィードバックします。(無料)

本サービスは、必ず、労働安全衛生法で定められた「ストレスチェックの実施者(*)」のもとでご利用いただく必要があります。

(*)医師、保健師または厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士または公認心理師をいいます。

ご契約の条件等

保険契約者

「法人、個人事業主、下請業者の団体、同一業種の団体」等、事業者または事業者の団体のお客さまが保険契約者となります。

被保険者

補償の内容によって、被保険者(保険契約により補償を受けられる方をいいます。)が異なります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

記名被保険者

保険申込書の「記名被保険者」欄に記載された被保険者(保険契約により補償を受けられる方)をいいます。

この保険の記名被保険者となれる方は、次の①、②の条件を満たす事業者の方です。

- ①日本国内に所在する法人、個人事業主等の事業者
- ②<売上高方式の場合>すべての業務の「売上高」・「完成工事高・売上高」(契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」)の合計が**100億円以下**

(注1)一部対象とならない業種もあります。詳細につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注2)新設法人等で、「契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」」が存在しない場合には、事業計画書等に計画された1年間のすべての売上高・完成工事高の総額(以下、「事業計画値」といいます。)が100億円以下である場合に限りです。

契約方式・保険料

「売上高方式」と「人数方式(在籍者人数/最大稼働人数)」の2つの契約方式があります。

保険料は、以下に基づいて決定し、ご契約の際に決定する「あらかじめ確定した保険料」を払い込んでいただきます。

●売上高方式^(*)

契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」および引受条件等

●人数方式

契約締結時に把握可能な「人数(在籍者人数)」「人数(最大稼働人数)」および引受条件等

(注)ご契約後の従業員等の増減の連絡は不要です。

(*)新設法人等で、「契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」」が存在しない場合には、資料等により確認可能な「事業計画値」に基づいて保険料を算出します。この場合、「事業計画値」に基づいて算出した保険料は「あらかじめ確定した保険料」になりますので、保険期間終了後に実際の「売上高」・「完成工事高・売上高」をご通知いただく必要はありません。

補償対象者

記名被保険者の従業員等が補償対象者となります。ただし、**記名被保険者の業務に従事していない方を補償対象者とするお引受はできません**のでご注意ください。一人親方など、個人事業主ご本人のみを補償対象者とする契約の場合は「フルタイム補償特約」がセット必須となります。

お引受できない契約
(補償対象者)の例

- ・シルバー人材センターの会員・登録者
- ・愛好会・クラブ等の会員
- ・労働組合の組合員

●売上高方式

下表の区分I～IVすべての方が補償対象者となります。(区分を限定してお引受することはできません。)

●人数方式

下表の区分I～IVの範囲内、任意に補償対象者を設定することができます。(区分I～IVに該当することを前提に、役職名等の客観的基準により補償対象者の範囲を設定することも可能です。)

区分	補償対象者区分	内容
I	役員等	記名被保険者の役員等(事業主または役員をいいます。)
II	従業員	記名被保険者の従業員(パート・アルバイトを含みます。)
III	下請負人等	〈記名被保険者が建設業者の場合〉 下請負人 ^{(*)1} 〈記名被保険者が貨物自動車運送事業者の場合〉 備車運転者 ^{(*)2}
IV	派遣、委託作業者等	I～III以外で、専ら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(事務所、営業所、工場等)内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事する者

(*)1建設業法第1章第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。なお、下請負人が使用者である場合は、役員等および使用人をいいます。

(*)2貨物自動車運送事業者と締結された請負契約による請負人(数次の請負による場合の請負人を含みます。)および業務委託契約における受託人(数次の業務委託による場合の受託人を含みます。)をいいます。なお、備車運転者が使用者である場合は、役員等および使用人をいいます。

このパンフレットで
ご案内している補償・特約について、
詳細をご確認いただける

『<パンフレット別冊>
主な補償・特約のご説明』を
当社ホームページ
(<https://www.ms-ins.com>)に
掲載しています。

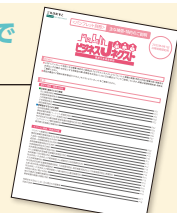


今すぐ『<パンフレット別冊>主な補償・
特約のご説明』を確認される場合は
こちら!



『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』で
ご説明している内容

- 補償内容
- 保険金をお支払いする主な場合
- 保険金をお支払いしない主な場合
- お支払いする保険金の額



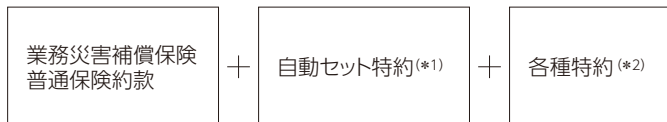
ご注意ください

■保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこのパンフレットの内容を必ずお伝えください。

■このパンフレットはビジネスネクスト(業務災害補償保険)の概要をご説明したものです。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。なお、ご不明な点については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

■ご契約にあたっては、保険申込書の「重要事項のご説明」をご確認ください。

1. 商品の仕組み



この保険には補償範囲の異なる3つのプラン「ワイド」「ベーシック」「エコノミー」があり、いずれかのプランをご選択のうえ契約していただきます。それぞれのプランでお支払いする主な保険金の種類はP.7～13記載の「お支払いする保険金の額」をご参照ください。なお、3つのプラン以外にフリープランでのご契約も可能です。

(※1) 次の特約となります。

- ・業務災害補償保険追加特約
- ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
- ・サイバーインシデント補償特約
- ・職業性疾病補償特約

(※2) セットできる主な特約については、P.7～13記載の「保険金のお支払いについて」をご参照ください。

2. 引受条件等

(1) 保険期間および補償の開始・終了時期

① 保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

② 補償の開始

始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は、第1回分割保険料)は、保険料の払込みが猶予される場合^(注)を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。

(注) 保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、保険申込書の「重要事項のご説明」をご参照ください。

③ 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(2) 支払限度額・日額

支払限度額・日額とは、保険金をお支払いする限度額・日額をいいます。お客さまが実際にご契約いただく支払限度額・日額につきましては、保険申込書の「支払限度額・日額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

なお、支払限度額・日額は、政府労災保険制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(3) 複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(業務災害補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や支払限度額・日額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回セットしていただく特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例
① 使用者賠償責任補償特約	・労働災害総合保険 使用者賠償責任条項 ・ビジネスプロテクター 使用者賠償責任補償特約
② 事業者費用補償(定額型/ベーシック・実損型/ワイド・実損型)特約	労働災害総合保険 災害付帯費用補償特約
③ 雇用慣行賠償責任補償特約	ビジネスプロテクター 雇用慣行賠償責任補償特約
④ コンサルティング費用補償特約	労働災害総合保険 コンサルティング費用補償特約

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、支払限度額・日額、事業種類、保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、継続契約においては、過去の保険金のお支払実績等に基づく割増引が適用されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です)。

ただし、ご契約内容等によりご選択いただけない払込方法があります。

○: 選択できます ×: 選択できません

主な払込方法	一般分割払 ^(※1)	大口分割払 ^(※2)	一時払
□振振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○	○	○
払込票払	×	×	○
請求書払	×	×	○

(※1) 一時払保険料が20万円未満のご契約の場合、ご選択いただけます。

原則として、保険料は一時払と比べて5%の割増が適用されます。

(※2) 一時払保険料が20万円以上のご契約の場合、ご選択いただけます。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から代理店・扱者または当社が保険料を領収するまでの間に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約と解約返れい金

(1) ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。

(2) ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

(3) 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

(4) ご契約を解約する場合、払込みいただいた保険料が最低保険料(保険証券に最低保険料が記載されていない場合は5,000円)未満のときは、その差額をご請求することがあります。

用語のご説明

記名被保険者

P16をご覧ください。

業務に 起因して 発生した症状

補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第35条に列挙されている疾病のうち、次の①から③までの要件をすべて満たすものをいいます。

ただし、職業性疾病等を除きます。なお、発症の認定は医師の診断によるものとし、その診断による発症の日を事故の発生の日とします。

- ①偶然かつ外来の原因によるもの
- ②労働環境に起因するもの
- ③その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

業務に従事 している間

次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。

- ①補償対象者が職務等に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間
 - ②上記①にかかわらず、補償対象者が被保険者の役員等である場合には役員等としての職務に従事している間で、かつ、次のア.からオ.までのいずれかに該当する間
- ア. 被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中
- イ. 被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間
- ウ. 被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間
- エ. 取引先との契約、会議などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設または業務を行う場所との間を合理的な経路および方法により往復する間
- オ. 補償対象者に対し労災保険法等による給付が決定される身体障害が発生した場合の職務従事中および通勤中
- ③上記①および②にかかわらず、補償対象者が貨物自動車運送事業者の備車運転者である場合は、被保険者から請け負ったまたは委託された貨物を、被保険者の指定した発送地から仕向地まで合理的な経路および方法により輸送する間をいいます。

ケガ(傷害)

急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が原因物質を被保険者の業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限り、ます。

- ・「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- ・「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が補償対象者にとって予知できない、補償対象者の意思に基づかないこと」を意味します。
- ・「外来」とは、「保険事故の原因が補償対象者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

事故

傷害についてはその原因となった事故を、業務に起因して発生した症状および労災認定された疾病等についてはその発症をいいます。

支払限度額

保険金をお支払いする限度額をいいます。

職業性疾病

労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、補償対象者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明白なもの^(*)をいいます。

(*) 振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺またはじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病またはその他これらに類する症状をいいます。

職業性疾病等

次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、次の②から④までの症状からは、労災保険法等によって給付が決定されたものを除きます。

- ①職業性疾病
 - ②疲労の蓄積または老化によるもの
 - ③精神的ストレスを原因とするもの^(*)
 - ④かぜ症候群
- (*) ストレス性胃炎等をいいます。

身体障害

傷害、業務に起因して発生した症状または労災認定された疾病等をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

損害

補償対象者が保険証券記載の被保険者の業務に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が補償金や費用を支出することによって被る損害をいいます。

被保険者

P16をご覧ください。

ベッド等使用料

病院等の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料をいいます。

法律上の 損害賠償責任

主として、故意または過失によって第三者に損害を与えた場合に、加害者が、被害者に対してその損害を補償する責任をいいます。民法に規定される「不法行為責任」と「債務不履行責任」がその典型です。

保険金

普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。

保険料

保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

補償金

記名被保険者が補償対象者または遺族へ支給するものとして定める金銭をいい、名称を問いません。

補償対象者

P16をご覧ください。

労災認定 された疾病等

労災保険法等によって給付が決定した脳疾患、心疾患その他の疾病等および職業性疾病をいい、傷害および業務に起因して発生した症状を除きます。なお、労災保険法等によって発病の日と認定された日を事故の発生の日とします。

労災保険法等

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）もしくは船員保険法（昭和14年法律第73号）またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

Q & A

よくあるご質問についてお答えします。



Q

保険期間中に事業場の従業員の人数が増えました。通知する必要はありますか。

A

いいえ。通知の必要はありません。

ビジネスJネクストは、契約締結時の保険料が確定保険料となりますので、保険期間中の通知の必要はありません。



Q

職場の安全衛生活動に力を入れているのですが、保険料は安くなりますか。

A

はい。安全管理等に応じた割引制度をご用意しております。

当社所定の告知事項申告書等に記載された質問事項にご回答いただくことにより、最大25%までの割引率が適用されます。



Q

ビジネスJネクストは経営事項審査の加点対象になりますか。

A

はい。建設業(売上高方式)は経営事項審査で、15ポイントの加点評価が得られます。(人数方式の場合であっても加点対象となることがあります。)

(注)死亡補償保険金および後遺障害補償保険金をセットすること等、所定の要件を満たすことが必要です。

三井住友海上は事業者の皆さまをトータルサポートします!

※商品ラインナップ等の変更により、ご案内する商品が変更となる場合があります。

事業活動にかかわる自動車のリスクをカバー!



貨物輸送にかかわる損害賠償のリスクをカバー!



事業活動にかかわる従業員のケガなどのリスクをカバー!



従業員のケガや病気にかかわる所得喪失のリスクをカバー!



事業活動にかかわる財物損害・休業損害リスクをカバー!



事業活動にかかわる損害賠償のリスクをカバー!



事業活動にかかわるサイバーリスクをカバー!



工事にかかわる財物損害のリスクをカバー!



中堅・中小企業向けの情報提供サイトです。各種セミナーやビジネスニュース等、経営課題の解決に役立つ情報をお届けし、中堅・中小企業の皆さまを応援します。

以下よりアクセスください。



<https://mscompass.ms-ins.com>

保険でできるエコ、はじめよう Web 約款をおすすめします!

「Web約款」は、パソコンやスマートフォン等を利用して、当社ホームページ(<https://web-yakkan.ms-ins.com/clause/item/list>)で「普通保険約款・特約」をご覧いただける仕組みです。ご契約時に、書面の約款に代えて、新たに「Web約款」をご選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。



保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク **0120-632-277** (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合 遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス **0120-258-189** (無料)

三井住友海上事故受付センター

指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)]

・受付時間 [平日9:15~17:00 (土日・祝日および

年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは

03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホーム

ページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

当社について、もっとお知りになりたい時は!

三井住友海上のホームページ

<https://www.ms-ins.com>

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

〈チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス〉

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

〈お客さまデスク〉 0120-632-277 (無料)

こちらから

アクセスできます▶

